



ピチピチ 消費生活だより

令和5年12月号

こんにちは！岡山市消費生活センターです！
街にイルミネーションが輝く季節がやって参りましたが、いかがお過ごしでしょうか？ 今月は点検商法についての情報をお届けします。契約の際には、複数の業者から見積もりを取るようにしましょう。

【事例】

自宅に突然事業者が訪問し「排水管の無料点検を行っている」と勧誘された。無料なら、と軽い気持ちで点検を依頼した。点検後に「詰まりがあったため、洗浄が必要である」と迫られ、契約してしまった。



【ひとことアドバイス】

- ★突然訪問してきた事業者に安易に点検させないようにしましょう。
- ★洗浄などの勧誘をされても、その場では契約せず、複数の事業者から見積もりを取るようにしましょう。
- ★事業者の説明をうのみにせず、必要がない契約はきっぱり断りましょう。
- ★契約をする場合は、名刺などで契約相手を確認したうえで、契約書を受け取りましょう。
- ★作業をした後であっても、8日以内であればクーリングオフができます。
- ★困ったこと、不安なことがあれば、消費生活センターにご相談ください。



※消費者庁イラスト集より

「おかしいな」「困ったな」と感じたら、気軽にご相談ください。

岡山市消費生活センター

相談専用 : ☎ (086) 803-1109
(消費者ホットライン188も可)

受付時間 : 月～金曜日 9時～16時
(祝日・年末年始除く)

消費生活相談
フォームによる
ご相談は
こちらから→

